

令和5年度第2回多治見市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

日 時 令和6年2月15日(木) 13時55分～15時10分
場 所 多治見市役所駅北庁舎 4階第2・3会議室
出席委員 市橋栄子委員、片山竜美委員、蒲悦子委員、倉橋誠委員、近藤泰三委員、柴田ひとみ委員、柴田雅也委員、竹内恒夫委員、樋崎恵子委員、豊田正康委員、永井武委員、中島伸広委員、夏目交授委員、吉田企貴委員(あいうえお順)
欠席委員 棚垣恵美子委員、今井裕一委員
事務局 伊藤香代市民健康部長、小川健二保険年金課長、
水野健司給付グループリーダー、虎澤智子年金国保グループリーダー、水野靖子
総括主査、河野なつ美総括主査

13時55分開会

部 長	ただいまから、令和5年度第2回多治見市の国民健康保険事業の運営に関する協議会を開会いたします。 議事に入るまでの進行を務めさせていただきます。 はじめに、市長からあいさつを申し上げます。
市 長	(あいさつ)
部 長	本日の出席数は、定数16人中、14人のご出席をいただいております。従って、「多治見市の国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第8条(出席1/2以上)」により、この会議が成立したことを報告いたします。 本日は、10月1日より被用者保険等保険者代表(第4号委員)の委員の交代がございましたので紹介させていただきます。 (委員 紹介) 次に、本日の会議に出席しております事務局職員を紹介いたします。 (事務局職員 紹介) 続きまして、市長より会長に諮問書をお渡しします。
市 長	(市長が諮問書を読み上げ、会長に渡す。)
部 長	市長におかれましては、他の公務のためこれにて退席いたします。
市 長	(退席)
部 長	これより議事に入りますので、これからの進行を会長に交代します。
会 長	審議に入ります前に、本会議につきまして、「多治見市情報公開条例第23条」の規定により、公開の対象とすることとします。傍聴人に関しては、事務局より「ない」旨を確認しています。 本日の議事録署名者に、市橋栄子委員及び永井武委員を指名します。 それでは、これより諮問された議題に入ります。承第1号「多治見市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」事務局から説明を願います。

事務局 本来ならば議題事項として挙げるべきでしたが、施行日が令和6年1月1日だったにも関わらず、12月末まで条例例の修正があったため、承認案件となりました。

会長 (承第1号について説明)
ただいまの説明について、質疑、意見はありませんか。
質疑等ないようですので、本案については了承したいと思います。ご異議ございませんか。

委員長 (異議なし)

会長 ご異議もないようですので、本案については、了承することに決しました。次に議第1号「多治見市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について」を議題といたします。事務局から説明願います。

事務局 (議案議第1号について説明)

会長 ただいまの説明について、質疑、意見はありませんか。

委員長 今回の退職者医療制度部分の改正の原因は、退職者医療制度を希望する人がいなくなったからなのか、それとも対象者がいなくなったからなのか。

事務局 退職者医療制度は、後期高齢者医療制度ができた時点(平成20年度)で廃止になっている。ただし、経過措置として平成26年度までの間については、希望する方がいれば退職者医療制度へ加入ができた。そのため、多治見市でも令和2年6月まで、退職者医療制度の対象者がいた。全国的には、令和4年の段階で22人の対象者がいたが、現時点において対象者がいないため今回の廃止に至った。

会長 ただいまの説明について、質疑、意見はありませんか。
質疑等ないようですので、本案については了承したいと思います。ご異議ございませんか。

委員長 (異議なし)

会長 ご異議もないようですので、本案については、了承することに決しました。次に議第2号「令和6年度多治見市国民健康保険事業特別会計予算(案)について」を議題といたします。事務局から説明願います。

事務局 (議案議第2号について説明)

会長 ただいまの説明について、質疑、意見はありませんか。

委員長 今年の4月からコロナの公費負担が変更となると聞いたが、後遺症の治療や支払いは今後どうなっていくのか。コロナの治療費等で医療費の保険負担が増加し、予備費が賄う金額が増えるのではないか。

事務局 令和5年5月8日でコロナが5類へ移行したため、同日で傷病手当金は終了、令和6年3月31日末でコロナワクチンの無料接種は終了する。それに伴い、コロナ患者が増加し、医療費の保険負担は増加するかもしれないが、現時点では見通しが立たない。後遺症については、まだ認定もされていないのでどこが負担するかも決まっていない。基金の半分程度は、保険料の県内統一のための

段階的实施に充てられ、残りは不測の事態のために確保していきたいと考える。

委員 資料 29 頁歳出の総務費にある「資格証交付のための郵送料」は、マイナンバーカードに保険証機能を連携したマイナ保険証（以下「マイナ保険証」という。）を持っていない方に郵送するための金額か？

事務局 国保加入者全員へ送付するための金額である。マイナ保険証の普及及び受入れ体制が遅れていることから、国からの指示で加入者全員に送付することになった。

委員 職員人件費が増加しているが、職員を増やすということか。

事務局 人事院勧告により、給与の引き上げがありましたので、その増加分である。

（その他マイナンバーカードについての質疑・意見有）

- ・資格確認証の期限はいつになるか？
→国民健康保険はまだ検討中。
- ・マイナ保険証の使用率は？
→全国平均で 4%。多治見市は 5%（連携は 60%以上）
- ・マイナ保険証を持っていても、外に持ち出したいくない人もいるのでは？
→簡単に個人情報を抜き取られない仕様だときいている。使用するメリットもあるのでマイナ保険証の使用の推進を図っていく。
- ・医療機関の機械の普及率は、岐阜県下で 90%を超えている。あとは利用する側の問題である。

委員 資料の 29 頁について。朝刊に診療報酬が上がる旨の記載があった。つまり、保険給付費が増加するということか。

事務局 上がった分がそのまま増加するわけではないが、自己負担分の増加は考えられる。

会長 他に質疑等ないようですので、本案については了承したいと思いますがご異議ございませんか。

委員 （異議なし）

会長 ご異議もないようですので、本案については、了承することに決しました。次に議第 3 号「第 3 期多治見市国民健康保険データヘルス計画及び第 4 期多治見市国民健康保険特定健診等実施計画（案）について」を議題といたします。事務局から説明願います。

事務局 （議案議第 3 号について説明）

会長 ただいまの説明について、質疑、意見はありませんか。

委員 議案 11 頁の被保険者数構成割合ピラミッドについて、現在、70 歳～75 歳が 30%以上となっているが、10 年後はどのようになっていると想定しているか。

事務局 現時点では、一番 70 歳～75 歳が多いと思われるが、今後どうなっていくのかはわからない。

委員 特定保健指導実施率が全国平均 2 割、岐阜協会けんぽは 3 割であるのに、多

治見市は4割なので高めだと思う。

会長 他に質疑等ないので、本案については了承したいと思いますがご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

会長 ご異議もないようですので、本案については、了承することに決しました。以上で、提案された議事及び報告等は、全て終了しました。

本協議会は、今回の諮問にあたり、本日の審議に基づき賛成する旨、答申を行うものとしします。

これをもちまして、本協議会を閉会します。

以上

15時10分閉会

令和6年2月15日

議事録署名者 委員 ⑩

委員 ⑩